◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第393号（H29.3.17）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝7件（3月10日～3月16日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)法人タクシーの衝突火災事故
(3)法人タクシーの酒気帯びひき逃げ事故
(4)法人タクシーの死傷事故①
(5)法人タクシーの死傷事故②
(6)法人タクシーの火災事故
(7)個人タクシーの衝突事故
2.行政処分の基準等が改正されました。(3月21日施行)【新着情報】
3.準中型自動車運転免許の新設に伴う運転免許の種別の確認について
4.運送回数が約6%・運送収入が約2%増加しました!!～東京の410円タクシーの導入効果～
5.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
6.貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします
◇◇◇

る多重事故となった。
この事故により、軽トラックの運転者が軽傷を負った。

(3)法人タクシーの酒気帯びひき逃げ事故
3月10日（金）午後6時20分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、左折しようとしていた別のタクシーに追突した。
この事故により、追突されたタクシーの乗客と運転者の計2名が軽傷を負った。
当該タクシー運転者は、その場から立ち去ったが、その後逮捕され、警察の調べにより酒気帯びが発覚した模様。

(4)法人タクシーの死傷事故①
3月10日（金）午後11時50分頃、愛知県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、青信号に従い交差点に進入したところ、信号無視で横断していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(5)法人タクシーの死傷事故②
3月11日（土）午前1時28分頃、埼玉県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路の中央付近にいた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者は死亡した。
現場は信号や歩道のない片側２車線の直線道路で、当該タクシーが第2通行帯を走行していて歩行者をはねた模様。

(6)法人タクシーの火災事故
3月14日（火）午前5時30分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、アクセル付近から発煙したため停車させたところ炎上した。
この事故による負傷者はなし。

(7)個人タクシーの衝突事故
3月14日（火）午前0時20分頃、千葉県の国道において、東京都に営業所を置く個人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点を直進にて通過する際、右折車線を直進したため、中央分離帯に衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が重傷を負い、運転者が軽傷を負った。

上記7件の死傷者数計：死亡2名、重傷2名、軽傷9名（速報値）

◇◇◇

（新着情報）
道路運送法の一部を改正する法律等が施行されたことを踏まえ、行政処分の実効性向上を図るため、行政処分の基準等の改正を行い、3月21日から施行します。

主な変更点は以下のとおりです。
1.貸切バス事業者に対し、適正化機関への負担金等納付命令の制度の創設による、負担金等の納付命令違反に係る処分量定の新設。（貸切バス事業者のみ）
2. 事業者が公表している安全情報の国への報告の義務付けにより、報告を怠った場合の処分量定の新設。（貸切バス事業者のみ）
3. 運行管理補助者を選任又は解任した際の、国への届け出が義務付けられたことから、届出を怠った場合の処分量定を新設。（貸切バス事業者のみ）
4. 監査において運行管理等に係る書類を速やかに提示できるよう、適切に管理することを義務付けたことから、書類の管理に係る処分量定を新設する。（全ての旅客自動車運送事業者が対象）
5. その他、処分基準、監査方針等の改正を実施

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

◇◇◇

の更新制の導入については、本年4月1日より施行されます。更新の手続について必要な事項を定めるため、2月28日、省令・通達の一部を改正しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

◇◇◇